

## 重要



小規模・事業所内保育・家庭的保育事業、認定こども園に内定された皆様へ

ここでは内定から入園までの流れをご説明します。期日までに所定の手続きが行われない場合、内定が取消になる可能性もあるため、必ずご確認ください。

### STEP① あっせん通知の内容をよく確認しましょう

➢ 通知に記載されている内定した保育施設の名前をきちんと確認しましょう。



### 本通知を受け取った当日中

### STEP② 内定施設に電話し、面接・健康診断の日程調整をしましょう

➢ 入園前に必ず面接および健康診断を受ける必要があります。内定した施設に連絡し、「歳児クラスに内定した (児童名フルネーム)です」と伝えましょう。  
➢ 内定施設から『面接・健康診断の日程』の提示があるので、忘れないようメモしましょう。  
『面接・健康診断の日程』は、原則、変更できません。あらかじめご了承ください

各施設の電話番号等はコチラから確認してください



小規模保育事業 事業所内保育事業 家庭的保育事業 認定こども園



### STEP③ 面接・健康診断を忘れずに受けましょう

➢ 入園月1日までに面接・健康診断を受けていない場合、内定取消となる可能性があります。  
➢ 面接・健康診断で集団生活ができないと判断された場合は、入園できません。



### STEP④ さあ、入園です！



➢ 入園直後は慣れ保育を行います。  
➢ 保育施設等に内定した場合、入園月の末日までに元の勤務先に復職することが必要です。  
➢ 入園月に1日も登園がない場合、入園月の当月末日付で退園になる可能性があります。

その他内定後の注意事項はコチラ  
必ずお目通しください



【各種お手続きに関するお問い合わせ】

練馬区保育課入園相談係 03-5984-5848

(面接・健康診断については内定施設へ直接ご連絡ください)